

国地契第67号
国官技第235号
国営計第81号
国北予第43号
平成24年12月28日

各地方整備局 総務部長
企画部長
営繕部長
北海道開発局 事業振興部長
営繕部長 あて

大臣官房
地方課長
技術調査課長
官庁営繕部計画課長
北海道局
予算課長

高知県内の入札談合事案を踏まえた
入札契約手続きの見直しに係る試行の実施について

今般、高知県内における国土交通省発注の土木工事に関し、公正取引委員会から、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」（平成14年法律第101号）に基づく改善措置要求等を受けたことを踏まえ、平成24年10月17日付け「当面の再発防止対策について」において、直ちに実施すべき対策を緊急的にとりまとめたところである。

当該対策に関する具体的措置として、不正が発生しにくい入札契約制度への見直しを行うため、当面の間、一部の工事の手續について下記のとおり試行することとし、今後、実施状況を踏まえつつ所要の改善等を図っていくこととしたので、遺漏なきよう措置されたい。なお、下記に記載されている通達のうち、別添に掲げるものについては、北海道開発局についても適用するものとする。

記

1 対象工事

本試行は、次に掲げる事項を全て満たす工事の中から、各地方整備局又は北海道開発

局の指導の下に各事務所（北海道開発局にあっては、各開発建設部。以下「各事務所等」という。）の長が選定したものについて行うものとし、各事務所において、必ず1件は試行を実施するものとする。

なお、その他の工事であっても、各事務所等の長が必要と認める場合には試行できるものとする。

試行の実施時期については、準備が整い、今年度実施できるものは今年度中に実施するものとし、今年度一般土木工事の発注予定がない場合等実施が困難な場合には、来年度早期に実施するものとする。

- (1) 「総合評価落札方式の実施について」（平成12年9月20日付け建設省厚契発第30号）の別紙「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」及び「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」（平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号、建設省技調発第147号、建設省営計発第132号）に基づき行われる工事のうち、施工能力評価型を適用する工事
- (2) 一般土木工事（北海道開発局にあっては、一般土木）
- (3) 1件につき予定価格が3億円未満の工事

2 入札契約手続きの手順

入札契約手続きの手順については、別紙1を参考とすること。

3 現行の電子入札システムにおける運用方法

電子入札システム上の扱いについては、以下によることとし、また別紙2を参考とするものとする。

- (1) 競争参加資格確認申請書の受領後に発行される競争参加資格確認通知書は、競争参加資格確認申請書の受理通知として取り扱うこととし、その旨を入札公告及び入札説明書に記載すること。
- (2) 競争参加資格がないと認めた者に限り、競争参加資格確認通知書を郵送するとともに、同日に電送（ファクシミリ）により通知すること。
- (3) 電子入札システムに添付できない資料については、郵送等の方法をもって対応することとし、その旨を入札公告及び入札説明書に記載すること。

4 電子入札システム及び郵送等で提出された資料の管理の徹底

- (1) 電子入札システム及び郵送等で提出された資料の出力又は受領については、契約担当課において行うものとし、必要な資料についてはマスキングを実施した上で、各資料の評価者等へ渡すものとする。
- (2) 電子入札システム及び郵送等で提出された資料の取扱いについては、契約担当課が一元的に管理を行うものとする。
- (3) 従来、契約担当課以外の発注担当課にて使用していたICカードについては回収し、今後契約担当課にて厳重に管理するものとし、貸与は行わないものとする。

5 マスキングの徹底

- (1) 競争参加者に歩掛見積の依頼を行う必要がある工事においては、提出された歩掛見積について、契約担当課において競争参加者名等の競争参加者が特定可能な箇所をマスキングするものとする。
- (2) 対象工事の競争参加者から提出された技術資料（技術的能力の審査・評価に要する資料をいい、施工計画を含まない。以下同じ。）及び施工計画については、マスキングは不要とする。ただし、技術資料及び施工計画については、入札・契約手続運営委員会、技術審査会、総合評価委員会（以下「入札・契約手続運営委員会等」という。）には提出しないものとし、契約担当課の担当者並びに技術資料及び施工計画の審査・評価を行う者並びにこれらの者が行った業務内容を確認する者以外が見ることのできないよう、管理を徹底すること。

なお、技術資料及び施工計画の審査・評価結果に関し、入札・契約手続運営委員会等に提出する資料は、各競争参加者の審査・評価結果についてとりまとめた総括表（競争参加者名については、A社、B社、C社のように匿名で記載するものとする。）を用いること。ただし、技術資料及び施工計画を入札・契約手続運営委員会等に提出する必要がある場合には、契約担当課において競争参加者名、施工済み工事名等の競争参加者が特定可能な箇所をマスキングするものとする。
- (3) 上記の他、入札・契約手続運営委員会等に提出する資料については、契約担当課において競争参加者名、施工済み工事名等の競争参加者が特定可能な箇所をマスキングするものとする。
- (4) マスキングした資料については、契約事務管理官等が、各資料の評価者等へ渡す前にマスキングの漏れがないか等その内容を確認するほか、入札・契約手続運営委員会等に提出する前に、各競争参加者に係る技術資料及び施工計画の審査・評価結果等に関し匿名でとりまとめた資料について、内容の取違え等がないか確認を行うものとする。
- (5) 施工体制の確認後落札決定を行うまでの間に、品質確保担当課において、各競争参加者の評価結果等の取違えがないか再度確認を行うものとする。
- (6) 提出資料については、競争参加者を特定できる不要な情報を記載しないよう事業者にも周知したり、様式を工夫し、競争参加者名を記載する場所を限定したりするなど、マスキングの負担軽減に努めること。また、様式を統一し、Word形式やExcel形式等のファイルで提出させるなど、事務の効率化に努めること。

6 積算業務と技術資料又は施工計画の審査・評価業務の分離体制の確保

対象工事に係る積算業務と技術資料又は施工計画の審査・評価業務については、兼務させてはならない。また、兼務することのできない業務の内容を確認する者についても、それぞれ別の者を充てるものとする。

7 予定価格の作成時期

対象工事の予定価格については、予定価格が外部に漏洩することを防ぐため、入札書及び技術資料等の提出期限から開札までの間に作成するものとする。

また、作成した予定価格については、管理を徹底するものとする。

8 入札書の管理の徹底

積算業務担当者等がその競争に係る入札価格を考慮のうえ予定価格を作成すること等を防ぎ、競争の公平性を維持するため、入札書については、開札まで開くことのないように管理を徹底するものとする。

9 競争参加資格の取扱い

(1) 本試行においては、電子入札システムにおいて競争参加資格の確認結果を通知することができないため、3(2)に記載のとおり、競争参加資格がないと認められた者に対しては、競争参加資格の確認結果の通知を、郵送及び電送（ファクシミリ）により行うものとする。

競争参加資格があると認められた者に対しては、競争参加資格の確認結果は送付しない。このため、競争参加資格の確認結果の通知期限までに競争参加者に競争参加資格確認通知書が届かない場合には、競争参加資格確認申請書の受理通知をもって競争参加資格があることが通知されたものとみなすものとする。

(2) 競争参加資格の確認結果の通知期限及び(1)の内容については、入札公告及び入札説明書に記載すること。

(3) 3(1)の競争参加資格確認申請書の受理通知において、「本通知は、競争参加資格確認申請書の受理通知であり、競争参加資格がないと認められた者に対しては、平成〇年〇月〇日までに競争参加資格確認通知書（資格なし）をファクシミリで送付するとともに、別途郵送により送付する。また、競争参加資格があると認められた者に対しては、競争参加資格確認通知書は送付されないため、平成〇年〇月〇日までに競争参加資格確認通知書（資格なし）が届かない場合には、この受理通知をもって競争参加資格があるものとみなす（すなわち、競争参加資格があるものと理解されたい。）。」旨を記載すること。

(4) 競争参加資格がないと認められた者への郵送については、通知先に確実に届くよう、書留郵便を利用すること。

(5) 競争参加資格がないと認められた者については、「工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について」（平成13年3月30日付け国官会第1430号、国官地第28号）、「一般競争入札方式の拡大について」（平成17年10月7日付け国地契第80号）及び「一般競争入札方式の拡大に伴う手続の運用について」（平成17年10月7日付け国地契第81号、国官技第136号、国営計第84号）に基づく苦情の申立てができるよう取り計らうものとする。

(6) 競争参加資格がないと認められた者のした入札については、無効とする（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第76条）。

10 施工計画に関する採否の通知の取扱い

施工能力評価型における施工計画は、施工方法や施工上配慮すべき事項等について記述を求めるものであって、技術提案ではないことから、「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」（平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号、建設省技調発第147号、

建設省営計発第132号) 記7に規定する技術提案の採否の通知及び「総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する詳細な通知の実施について」(平成22年4月9日付け国地契第2号、国官技第9号、国営計第5号) 記2に規定する技術提案等の採否に関する詳細な通知の対象外であり、採否の通知を行う必要はないことに留意されたい。

11 マスキング前の資料の情報管理等

マスキング前の資料については、マスキングを実施する者及びその内容を確認する者以外の者には開示しないものとする。ただし、それ以外の者に資料の開示を求められた場合は、総務部長又は総務部長が指名した職員に対し、契約担当課より開示を求める者及びその理由等について書面(メール報告可)をもって報告するものとし、総務部長又は総務部長が指名した職員が開示を求める理由が妥当であると判断できる場合には、資料の開示を行うことができるものとする。

12 電子入札システムにおけるセキュリティ対策

ICカード使用実態、システム変更実態及びアクセス実態等に関し、ログイン記録について3年間保存するものとする。

13 その他

本試行の実施に際し疑義が生じた場合には、本省担当課と協議されたい。

附 則

この通知は、平成25年1月4日以降に入札手続を開始する工事から適用する。ただし、この通知の実施内容については、入札手続に入る前に事業者に対し十分周知を図るものとし、その上で試行を開始するものとする。

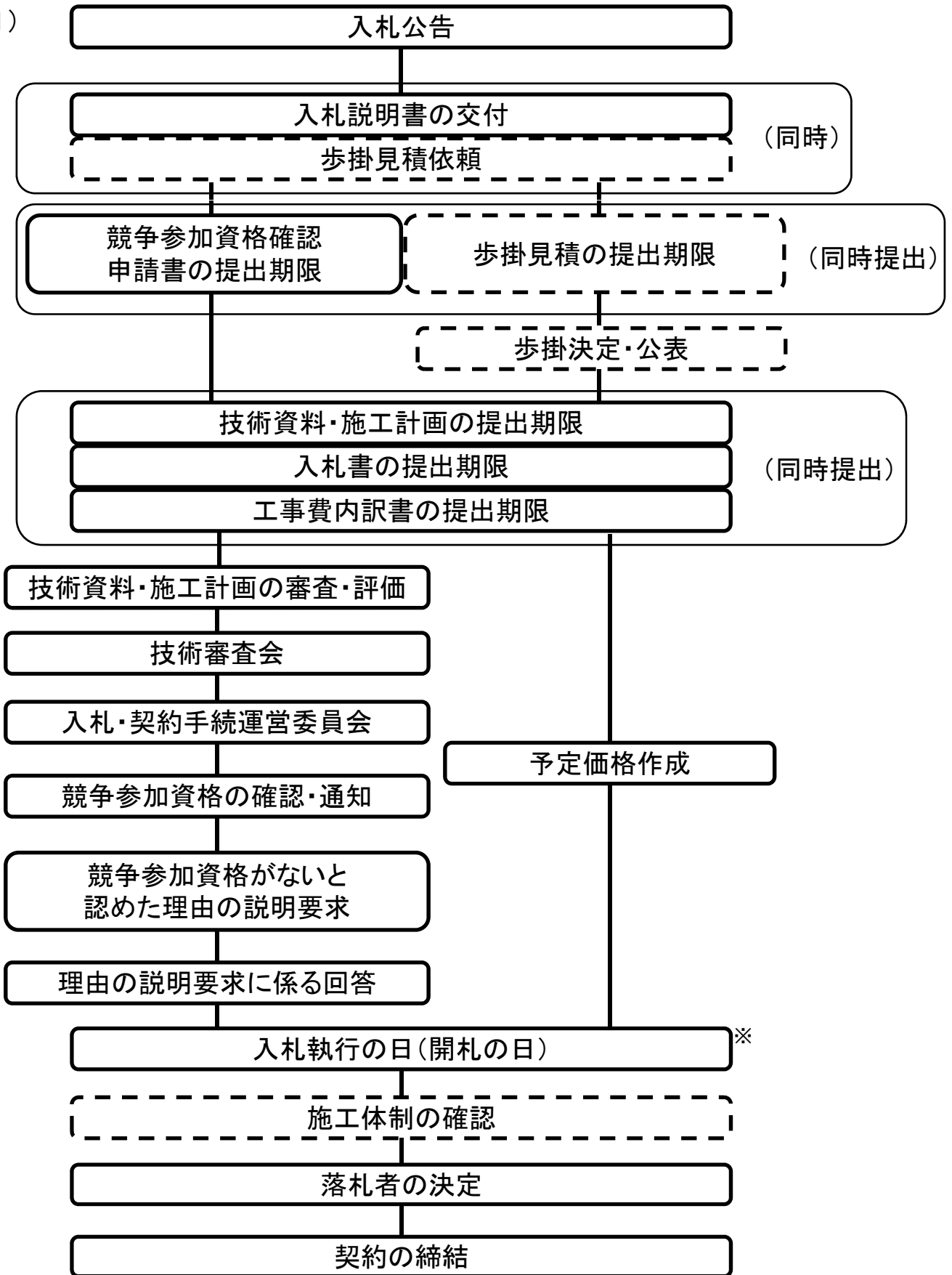
別添

「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」（平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号、建設省技調発第147号、建設省営計発第132号）

「一般競争入札方式の拡大に伴う手続の運用について」（平成17年10月7日付け国地契第81号、国官技第136号、国営計第84号）

「総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する詳細な通知の実施について」（平成22年4月9日付け国地契第2号、国官技第9号、国営計第5号）

(別紙1)



※ 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求がない場合には、当該要求期限後に入札執行を行うこととしてよい(説明要求があった場合には、必要日数を確保して延期するものとする)。

(別紙2)電子入札システムにおける運用の流れ

